

# 「広域的な火山防災対策に係る検討会」 (第3回)

【広域避難・長期避難への支援】

# 広域一時滞在に関する協定

## ■ 広域一時滞在協定について(災対法第8条、86条の2～6)

東日本大震災において、市町村や都道府県の区域を越えて、大規模な住民の避難がなされたことを踏まえ、災害予防責任者が実施すべき事項として、**災害対策基本法に、従前の相互応援協定に加えて、一つの市町村の区域を越えて住民が避難する(受け入れる)場合、一つの都道府県を超えて住民が避難する(受け入れる)場合を想定した広域一時滞在協定が規定された。**

○同一都道府県内での避難： 広域一時滞在

市町村長⇔市町村長で協議(知事による助言が可能)

○都道府県の区域を超える避難： 都道府県外一時滞在

都道府県知事⇔都道府県知事で協議(国による助言が可能)

規定は、事前に準備された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合に備えて設けたもの。

**本来は、事前の備えが重要であることから、予め域内の施設の受入能力を把握したうえで、協定等を締結しておくことが望ましい。**

なお、相互応援協定と同様に、広域一時滞在協定についても、**大規模火山災害による同時被災を避ける観点から、遠隔地の地方公共団体とも協定を締結しておくことが望ましい。**

# 広域一時滞在に関する協定の締結状況

## ○広域一時滞在に関する協定(被災者受け入れに関する協定)の締結現状

都道府県:15/20、市町村:66/144

※47火山に関連する都道県22(うち回答20)及び市町村160(うち回答144)を対象に調査

→いまだ半数以上の市町村では、広域一時滞在に関する協定が締結されていない。

### (例)『大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定』

大規模災害時等において、被災者等の応急措置等(避難、救援等)の対策が十分にできない場合に備えて、被災道県が他の道県に対して要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項について定めたもの

#### 応援の種類

- ・必要な情報の収集及び提供
- ・物資等(食料、資機材、車両等)の提供及び斡旋、人員の派遣
- ・被災者の一時収容施設の提供及び斡旋
- ・特に要請のあったもの

イタリアでは、ヴェスヴィオ火山の噴火に備えた**広域避難計画**に基づき、ハザードエリア内の**住民約60万人**が姉妹都市を締結している州に避難する仕組みがある。



ハザードエリアのレッドゾーンの住民が、事前に割り当てられた各州へ避難する。



# 広域避難を行う際の留意事項

## ■ 運送事業者との住民避難(輸送)に係る協定

住民を一度に大量に避難させるための手段について、事前に検討し、確保しておくことが重要である。



バス事業者や鉄道事業者、船舶事業者等と災害時の住民の輸送に関する合意や協定を締結しておくことが望ましい。  
ただし、各市町村が個別に同じ運送会社と協定を締結すると、複数市町村が同時に被災した場合に混乱が生じるおそれがある。



火山防災協議会において、都道府県が中心となり各市町村と事業者との協定の内容を調整し、地域防災計画に明記するなどしておくことが重要である。

また、災害時要援護者を避難させるための輸送手段を別途確保しておくことが必要である。  
災害時要援護者を所定の一時避難場所(一般住民の一時集合場所)に避難輸送するためには、個別輸送が可能なタクシー会社等との合意や協定を締結しておくことが望ましい。

## ■ 自己の管理下でない施設を、広域避難場所として提供する際の留意事項

被災住民を受け入れる市町村は、受け入れる公共施設等を決定する必要があるが、管理下でない施設を提供しようとする場合においては、当該施設の管理者の同意を得ることが必要となる。  
そのため、業務効率化の観点から、地域防災計画に基づき、避難場所を指定する際には、広域避難の用に供することについてあらかじめ同意を得ておくことが望ましい。

# 住民避難のための指示と強制力

	避難勧告	避難指示	警戒区域設定
発令権者	市町村長		
時期	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。		災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合。
		「勧告」より被害の危険が目前に切迫している場合。	「指示」より災害がより急迫している場合。
内容	居住者等が「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す。	「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のために立退かせる。	設定した区域への立入りを制限、禁止又はその区域からの退去を命ずる。
罰則	なし	なし	十万円以下の罰金又は拘留

## 【災害対策基本法（昭和36年法律第223号）】

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

（市町村長の警戒区域設定権等）

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

（罰則）

第一百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

二 第六十三条第一項の規定による市町村長（第七十三条第一項の規定により市町村長の事務を代行する都道府県知事を含む。）の、第六十三条第二項の規定による警察官若しくは海上保安官の又は同条第三項において準用する同条第一項の規定による災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかつた者

# 住民の避難や救助に要する費用負担の考え方

## 原則

住民の避難や救助に要する費用は、実施責任者である市町村長の負担  
(災対法第62条、第91条)

ただし

## 災害救助法の適用

都道府県知事が救助法を適用する災害について、救助の費用を都道府県が負担\*1  
(救助法第33条)

\*1 都道府県を越えた避難や救助に要する費用は、被災した都道府県が負担する(救助法第35条)

## 救助の種類

- ・避難所、応急仮設住宅の設置
- ・食品、飲料水の給与
- ・被服、寝具等の給与
- ・医療、助産
- ・被災者等の救出
- ・住宅の応急修理
- ・学用品の給与
- ・埋葬
- ・死体の搜索及び処理
- ・障害物の除去
- ・**運送費**及び賃金職員雇上費  
↑ **避難所までの避難も該当**

さらに

## 災害救助法の適用

条件により、都道府県が負担する費用について、国が一部負担  
(災対法第94条／救助法第36条)

# 災害救助法の概要

## 1. 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。**

## 2. 実施体制

災害救助法による救助は、**都道府県知事が行い(法定受託事務)、市町村長がこれを補助する。**

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

## 3. 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等に行う。

## 4. 救助の種類、程度、方法及び期間

### (1) 救助の種類

- ① 避難所、応急仮設住宅の設置
- ② 食品、飲料水の給与
- ③ 被服、寝具等の給与
- ④ 医療、助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

### (2) 救助の程度、方法及び期間

**厚生労働大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なう。**

## 5. 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の收容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

## 6. 経費の支弁及び国庫負担

### (1) 都道府県の支弁

**救助に要する費用は、都道府県が支弁**

### (2) 国庫負担

(1)により**費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担**

ア 普通税収入見込額の2/100以下の部分 50/100

イ 普通税収入見込額の2/100をこえ4/100以下の部分 80/100

ウ 普通税収入見込額の4/100をこえる部分 90/100

## 7. 災害救助基金について

### (1) 積立義務(災害救助法第37条)

過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額(最少額 500万円)を積み立てる義務が課せられている。

### (2) 運用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

# 【参考資料】災害救助法が適用される災害

## 災害救助法適用基準（同法施行令）

### 1 住家等への被害が生じた場合

(1) 区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること(令第1条第1項第1号、令別表第1)

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人以上	5,000人未満	30世帯
15,000人以上	15,000人未満	40世帯
30,000人以上	30,000人未満	50世帯
50,000人以上	50,000人未満	60世帯
100,000人以上	100,000人未満	80世帯
300,000人以上	300,000人未満	100世帯
		150世帯

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す数以上であること(令第1条第1項第2号、令別表第2・第3)

① 都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000人以上	1,000,000人未満	1,000世帯
2,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500世帯
3,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000世帯
		2,500世帯

② 市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人以上	5,000人未満	15世帯
15,000人以上	15,000人未満	20世帯
30,000人以上	30,000人未満	25世帯
50,000人以上	50,000人未満	30世帯
100,000人以上	100,000人未満	40世帯
300,000人以上	300,000人未満	50世帯
		75世帯

(3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること(令第1条第1項第3号前段、令別表第4)

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000人以上	1,000,000人未満	5,000世帯
2,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000世帯
3,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000世帯
		12,000世帯

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること(令第1条第1項第3号後段)

- ・ 災害にかかった者について、食岳の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(基準省令第1条)

### 2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき(令第1条第1項第4号)

- ・ 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。(基準省令第2条第1号)
- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(基準省令第2条第2号)

# 被災者生活再建支援制度の概要

## 1. 対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

## 2. 対象となる被災世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

## 3. 支援金の支給額

次の2つの支援金の合計額(1人世帯は、3/4の額)

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
  - ・全壊(2. ①に該当) 100万円
  - ・解体(2. ②に該当) 100万円
  - ・長期避難(2. ③に該当) 100万円  
(※特定長期避難の場合は170万円)
  - ・大規模半壊(2. ④に該当) 50万円
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)
  - ・建設・購入 200万円
  - ・補修 100万円
  - ・賃借(公営住宅以外) 50万円

## 4. 基金と国の補助

- 被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給
- 基金が支給する支援金の1/2相当額を国が補助

# 火山災害の保険制度について

## 地震保険に関する法律(昭和四十一年五月十八日法律第七十三号)

(目的)

第一条 この法律は、**保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険**することにより、地震保険の普及を図り、もつて地震等による**被災者の生活の安定に寄与**することを目的とする。

## 地震保険の概要

- 対象危険 : 地震・**噴火**またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流失による損害
- 保険対象 : 居住用の**建物、家財**
- 契約方法 : **火災保険に付帯**する方式での契約
- 保険金額 : 火災保険の**保険金額の30%~50%**の範囲  
限度額:建物5,000万円、家財1,000万円
- 保険金の支払 : 建物または家財が**全損、半損、または一部損**
- 政府の再保険 : 総支払限度額**6兆2,000億円**(平成24年4月6日現在)

## 保険適応事例

- 有珠山2000年噴火**(周辺10市町村) : **802億8,800万円**
- 東日本大震災における再保険金支払額 : **1兆1,735億円**(平成24年1月末現在)  
(内訳:国:5,292.5億円、民間6,442.5億円)  
(日本地震再保険株式会社H.P.)

## 【参考資料】その他、長期避難、生活再建等の被災者支援に活用可能な支援措置

### 生活支援一般

分野・支援措置の項目	支援措置の概要
災害救助法に基づく救助の実施	基準を超える災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とし、災害救助法に基づく救助を実施します。
被災者生活再建支援制度	自然災害により居住する住宅が全壊するなど著しい被害を受けた方々に対して、住宅の被害程度に応じて基礎支援金が、住宅の再建方法に応じて加算支援金が支給されます。
災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した住民の遺族に対して、市町村が災害弔慰金を支給します。
災害障害見舞金の支給	自然災害により精神又は身体に重度の障害を受けた住民に対して、市町村が災害障害見舞金を支給します。
災害援護資金の貸付け	自然災害により、住居や家財に被害を受けた場合や世帯主が負傷した場合に、その世帯の立て直しに資するため、市町村が災害援護資金を貸し付けます。
生活福祉資金(福祉資金)の貸付け ※災害援護資金の貸付けが適用されない場合	災害を受けたことにより臨時に経費を必要とする低所得者世帯等に対して、都道府県社会福祉協議会が生活福祉資金(福祉資金)を貸し付けます。
災害等による介護保険料、利用料の減免等及び財源の補てん	災害等の特別な事情があった場合、市町村は、介護保険料については徴収猶予や減免、利用料については9割の保険給付率を10割まで引き上げることができます。 また、介護保険料及び利用料の減免額が一定以上に上る場合、減免額の8割を上限として特別調整交付金の交付を行います。

### 雇用対策

分野・支援措置の項目	支援措置の概要
雇用調整助成金 中小企業緊急雇用安定助成金	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成します。
雇用保険の基本手当の支給に関する特別措置	災害救助法の適用区域に所在する雇用保険の適用事業所に雇用される被保険者について、災害により事業を休業するに至ったため一時的に離職を余儀なくされた者であり、かつ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている者に対して、特例的に基本手当を支給します。
職業相談・職業紹介	被災により離職を余儀なくされた求職者等に対して、職業相談・職業紹介を行います。

## 【参考資料】その他、長期避難、生活再建等の被災者支援に活用可能な支援措置

### 住宅対策

分野・支援措置の項目	支援措置の概要
雇用促進住宅の緊急的な特例貸与	災害救助法の指定を受けた区域を管轄する都道府県から、被災者への雇用促進住宅の提供について要請を受けた場合に、指定区域内に居住する者であり、かつ、被災等の影響で住宅に居住できなくなった者に対して、雇用促進住宅の空戸を特例的に貸与します。
災害復興住宅融資	災害により滅失・損傷した家屋の復旧に必要な資金を貸し付けます。
公営住宅等の目的外使用	被災者の収入基準等の入居者資格要件を問わず、公営住宅への一時的な入居を可能にします。
災害公営住宅の整備	災害により住宅を失った低額所得者に賃貸するため公営住宅を建設等する。

### 中小企業対策

分野・支援措置の項目	支援措置の概要
災害復旧貸付 災害貸付	災害救助法が適用された場合を原則として、災害により被害を受けた中小企業者等に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を別枠で融資します。

※内閣府HP 火山災害発生時において地方公共団体が活用可能な支援措置(平成24年9月1日現在)  
<http://bousai.go.jp/kazan/sinkasai/sienmenu.pdf> より一部抜粋

# 【参考資料】広域一時滞在に関する参考条文

## 【参考条文：災害対策基本法】

(施策における防災上の配慮等)

第八条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一～十一 (略)

十二 地方公共団体の相互応援及び第86条の2第1項に規定する広域一時滞在に関する協定の締結に関する事項

十三～十八 (略)

3 (略)

(広域一時滞在の協議等)

第八十六条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災した住民(以下「被災住民」という。)の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在(以下「広域一時滞在」という。)の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。

2 略

3 第一項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「協議先市町村長」という。)は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設その他の施設(次項及び次条において「公共施設等」という。)を提供しなければならない。

4～8 略

(都道府県外広域一時滞在の協議等)

第八十六条の三 前条第一項に規定する場合において、市町村長は、都道府県知事と協議を行い、被災住民について他の都道府県の区域における一時的な滞在(以下「都道府県外広域一時滞在」という。)の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

2 前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、被災住民の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。

3 略

4 第二項の場合において、協議を受けた都道府県知事(以下この条において「協議先都道府県知事」という。)は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。

5 前項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。)は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供しなければならない。

6～14 略

(都道府県知事及び内閣総理大臣による助言)

第八十六条の六 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第八十六条の二第一項の規定による協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

2 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第八十六条の三第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域一時滞在に関する事項又は広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

# 【参考資料】住民の避難や救助に関する参考条文

## 【災害対策基本法】

(市町村の応急措置)

第六十二条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)をすみやかに実施しなければならない。

2 略

(災害予防等に要する費用の負担)

第九十一条 法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、災害予防及び災害応急対策に要する費用その他この法律の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。

(災害応急対策に要する費用に対する国の負担又は補助)

第九十四条 災害応急対策に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

## 【災害救助法】

第三十三条 第二十三条の規定による救助に要する費用(救助の事務を行うのに必要な費用を含む。)は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。

2 第二十四条第五項の規定による実費弁償及び第二十九条の規定による扶助金の支給で、第二十四条第一項の規定による従事命令又は第二十五条の規定による協力命令によつて救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事の統轄する都道府県が、第二十四条第二項の規定による従事命令によつて救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をなした都道府県知事の統轄する都道府県が、これを支弁する。

3 第二十六条第二項の規定により準用する第二十三条の二第三項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事の統轄する都道府県が、これを支弁する。

第三十五条 都道府県は、他の都道府県において行われた救助につきなした応援のため支弁した費用について、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。

第三十六条 国庫は、都道府県が第三十三条の規定により支弁した費用及び第三十四条の規定による補償に要した費用(前条の規定により求償することができるものを除く。)並びに前条の規定による求償に対する支払に要した費用の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)に定める当該都道府県の普通税(法定外普通税を除く。以下同じ。)について同法第一条第一項第五号にいう標準税率(標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。)をもつて算定した当該年度の収入見込額(以下この条において「収入見込額」という。)の百分の二以下であるときにあつては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二をこえるときにあつては左の区分に従つて負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の定めるところによるものとする。

一 収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十

二 収入見込額の百分の二をこえ、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十

三 収入見込額の百分の四をこえる部分については、その額の百分の九十

# 【参考資料】被災者生活再建支援に関する参考条文

## 被災者生活再建支援法(最終改正:平成23年8月30日)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。(イ、ロ、ニ 略)

ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

(被災者生活再建支援金の支給)

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となつた世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金の支給を行うものとする。(第3項、第5項 略)

2 被災世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円(大規模半壊世帯にあつては、五十万円)に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円

二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円

三 その居住する住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する世帯 五十万円

4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。

## 被災者生活再建支援法施行令(最終改正:平成22年9月3日)

(特定長期避難世帯に係る支援金の額の特例)

第三条 法第三条第四項の政令で定める世帯は、次に掲げる世帯(同条第二項第一号に掲げる世帯であるものを除く。以下「特定長期避難世帯」という。)とする。

一 当該自然災害について災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十条第一項若しくは第五項の規定による立退きの勧告若しくは指示又は同法第六十一条第一項の規定による立退きの指示(以下「避難勧告等」という。)がその区域の全部について行われた市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に当該避難勧告等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該避難勧告等が行われている期間が通算して三年を経過したものうち、当該市町村の区域の全部又は一部について同法第六十条第四項(同法第六十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公示がされた日(注:いわゆる避難解除の日)から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

二 当該自然災害について災害対策基本法第六十三条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第二項の規定による警戒区域への立入りの制限若しくは禁止又は警戒区域からの退去の命令(以下「立入制限等」という。)がその区域の全部について行われた市町村の区域内に当該立入制限等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過したものうち、当該市町村の区域の全部又は一部が警戒区域でなくなった日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

2 法第三条第四項の政令で定める額は、同条第二項の規定による額(同条第三項に規定する場合にあつては、同項の規定による額)に七十万円を加えた額(その額が三百万円を超えるときは、三百万円)とする。